

# 農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の能力の積極的な活用について

農林水産事務次官依命通知

制定 平成 24 年 4 月 20 日 23 経営第 3691 号

改正 平成 25 年 5 月 16 日 25 経営第 359 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日 25 経営第 3729 号

改正 平成 27 年 4 月 9 日 26 経営第 2966 号

## 第 1 趣旨

農林水産業や農山漁村の活性化を図るためには、女性の能力を積極的に活用することが必要不可欠である。

このため、農林水産省が実施する各般の施策においては、女性農業者等による補助事業の活用の促進など女性の能力を積極的に活用するための措置を講じることとする。

## 第 2 基本方針

各般の事業等においては、以下の方針に基づき、女性支援の取組を支援するものとする。

### 1 企画・立案段階からの女性の参画促進

地域における方針決定の過程において、積極的に女性の意見を反映させるためには、方針策定の企画・立案段階から女性の参画を促進することが重要である。このため、地域の農林水産業に関する方針策定の検討に当たっては、検討の場への女性の参画を義務化する等の措置を講ずる。

### 2 農林水産業や起業活動等で活躍する女性への支援

農林水産業や 6 次産業化の取組等における女性の実践活動を一層促進し、これを発展させることが重要である。このことから、女性経営者相互のネットワーク等を通じて施策情報や女性の能力を積極的に活用した取組事例の情報の提供を行うなどにより女性が積極的に事業に応募・採択されるよう支援し、女性農業者等による補助事業の活用を促進する。

### 3 女性経営者の発展支援

地域で活躍する女性経営者の飛躍的な発展を促進し、経営者や起業家として活躍する女性の声の集約や情報交換を促進するとともに、新たな商品開発や販路拡大等事業の可能性を拡大させることが重要である。このため、次世代リーダーとなりうる女性農業者の活躍促進及び農業で新たにチャレンジする女性のビジネス発展、女性経営者相互のネットワーク強化、女性の先進的取組の発信等に対する支援を講ずる。

#### 4 役員等への女性の登用促進等

農林漁業や地域の活性化で重要な役割を果たしている女性の地域社会への参画を加速化するため、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）を踏まえ、農業協同組合や農業委員会等における役員等への女性の登用を一層促進する。

### 第3 対象とする事業

第2の基本方針に基づき、女性の能力の積極的な活用に向けた事業は、別表のとおりとし、その実施については、同表の要綱等に定めるところによるものとする。なお、対象となる事業については、毎年度見直すものとする。

#### 附 則（平成27年4月9日付け26経営第2966号）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

## 女性の能力の積極的な活用に向けた事業

区分	事業名	事業内容	女性への支援に向けた取組内容	要綱等
企画・立案段階からの女性の参画促進	人・農地問題解決加速化支援事業	市町村等が、集落・地域での話合いに基づき、地域の中心となる経営体、そこへの農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した人・農地プランを作成するための取組等に対する支援。	人・農地プランの作成に必要な取組事項の検討と当該プランの決定のために設置する、関係機関と地域の農業者等による検討会のメンバーの概ね3割以上は女性で構成。	人・農地問題解決加速化事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）
農林水産業や起業活動等で活躍する女性への支援	経営体育成支援事業	人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の育成・確保を図るために必要な農業用機械等の整備を支援。	農業経営の多角化等に取組む女性グループなども助成の対象とし、取組に必要な農業用機械等の整備を支援。	経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）
	6次産業化ネットワーク活動交付金	6次産業化ネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓等を支援。	女性グループを含めた農林漁業に従事する者が組織する団体も助成の対象とし、新商品の開発や販路開拓等の取組を支援。	6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知）
	産地活性化総合対策事業のうち生産システム革新推進事業のうち農作業安全・高度な栽培技術確立事業	I C T機器を活用した栽培技術を確立するための実証や、リスクアセスメントに基づく農作業時の安全確保技術の確立を支援。	農業技術の継承・共有に必要なI C T機器を活用した実証や、農作業時における事故を未然に防ぐ安全確保技術の確立を通じて、女性が農業に取り組みやすくなる環境整備を支援。	産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知）
	強い農業づくり交付金	国産農産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援。	女性が活躍しやすい部門である農産物加工に必要な施設整備については、女性が主体の取組の場合、面積と下限事業費の要件を緩和。	強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）
	都市農村共生・対流総合対策交付金	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を支援。	「食」を活かしたグリーン・ツーリズムなど、女性が中心となった都市と農山漁村の共生・対流につながる取組（地元食材を活用した新商品の開発・販売、農家レストラン、農家民宿等）を支援。	都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25農振第393号農林水産事務次官依命通知）

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農山漁村活性化法に基づき、市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な、施設整備を中心とした総合的な取組を支援。	女性等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及び付帯施設整備（地域住民活動支援促進施設）を支援。 新規計画申請時に提出を求めている「事前点検シート」により、女性参画の取組の有無及び取組方針について確認。	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知）	
強い水産業づくり交付金（産地水産業強化支援事業）	産地における水産業の強化に必要な施設等の整備を支援。	女性等の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される「女性等活動拠点施設」の整備を支援。	産地水産業強化支援事業実施要綱（平成23年3月30日付け22水港第2422号農林水産事務次官依命通知）	
「緑の雇用」現場技能者育成対策事業のうち女性林業者等定着支援	新規就業者の確保に向けて、新規就業者が定着できる環境を整備するため、就農希望者を雇用して行う研修等に対する支援。	女性林業者の定着を支援するため、女性林業グループ等を対象に全国レベルの交流会や優良活動事例等の情報提供を実施。	「緑の雇用」現場技能者育成対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22林政経第225号林野庁長官通知）	
沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業	沿岸漁業における多様な経営の発展や漁村地域の活性化のため、漁村地域のリーダーや漁村女性の育成、漁村地域のリーダーによる意欲的な取組等を支援。	漁村女性の資質向上のための研修・情報交換等を実施。また、漁村女性を取り組む漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動に対して支援。	水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）	
森林・山村多面的機能発揮対策交付金	森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村活性化に資する取組を支援。	本事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画すること等を要件化。	森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知）	
女性経営者の発展支援	輝く女性農業経営者育成事業	次世代女性リーダーとなりうる女性農業者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展を支援。	次世代女性リーダーとなりうる意欲ある女性農業者の資質向上及び活躍を促進するための取組や女性の活躍推進に取組む農業法人等への支援等を実施。	輝く女性農業経営者育成事業実施要綱（平成26年4月1日付け25経営第3730号農林水産事務次官依命通知）